

千葉市まちづくりデザイン協議（ちば・まち・デザイン協議）の運用を開始します ～計画、設計の段階でまちづくりへの配慮を求める民間事業との協議を実施～

千葉市では、目指すべき都市の将来像の実現に向け、都市機能の誘導や維持・向上、地域にふさわしい景観の形成を図るため、千葉市まちづくりデザイン協議の運用を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨

都市づくり・まちづくりの基本的な方針を定めた「ちば・まち・ビジョン」（令和5年9月策定）や千葉市景観計画（同年9月改定）等を踏まえ、千葉都心をはじめ都市を構成する要所となるエリアなどで、まちづくりに大きな効果や影響を与える施設整備に対して、計画、設計の段階で協議、配慮を求めるものです。

2 協議の概要

計画段階・設計段階の各段階で、計画地の歴史、自然環境、周辺の街並みなど地域特性を考慮した事業となるよう、市と事業者において協議を行います。

(1) 協議を行う事項

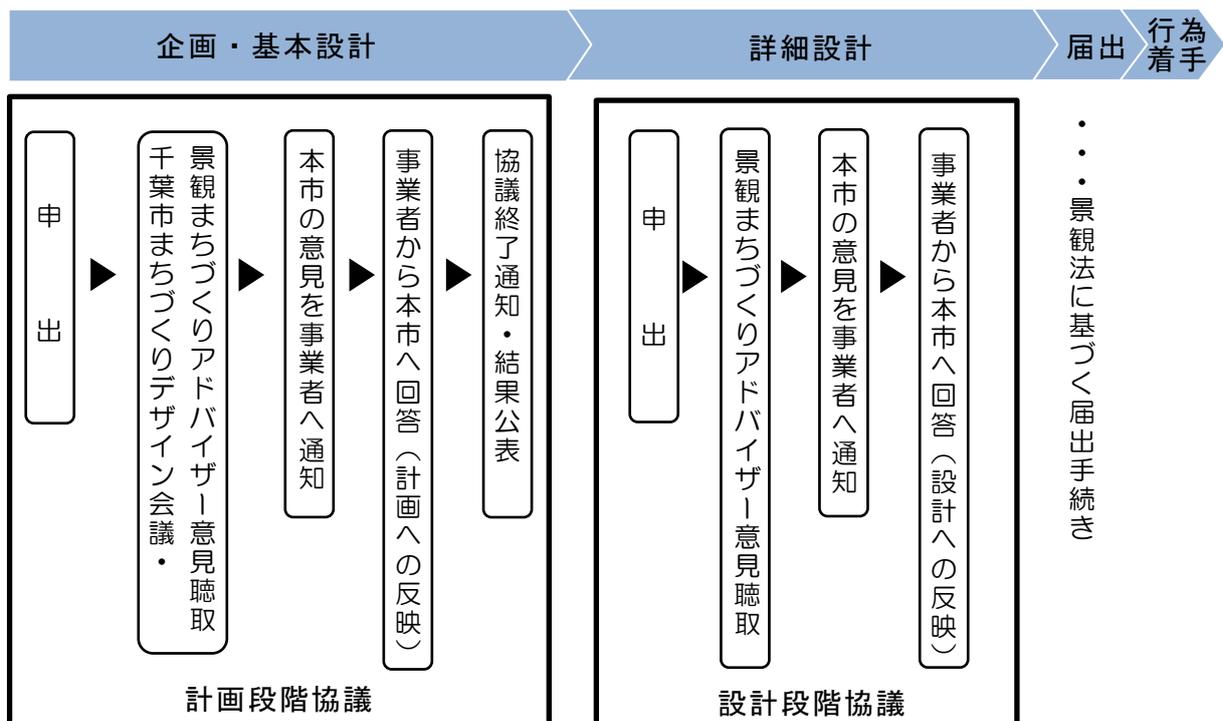
ア 計画段階

建築物の配置、規模および用途等に関する事項等

イ 設計段階

建築物の形態、意匠、色彩、外構等に関する事項等

(2) 協議の流れ



(3) 協議の対象となる行為

| 協議対象行為 | | | 協議の段階 | |
|---|---------|--|-------|------|
| | | | 計画段階 | 設計段階 |
| ①千葉都心（都市再生緊急整備地域（千葉駅周辺地域））における建築物の新築または増築 | | | ○ | ○ |
| ②土地利用制限の緩和や補助事業の活用による建築物の新築または増築 | | | ○ | ○ |
| ③市全域における建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替または外観の色彩の変更（①、②を除く） | 市街化区域 | 次のいずれかに該当するもの （1）高さが20mを超えるもの （2）延べ面積が5,000㎡を超えるもの | — | ○ |
| | 市街化調整区域 | 次のいずれかに該当するもの （1）高さが10mを超えるもの （2）延べ面積が1,000㎡を超えるもの | — | ○ |
| ④市全域における開発行為（①、②を除く） | | 区域面積が10,000㎡を超えるもの | — | ○ |

(4) 協議申出の時期

ア 計画段階

企画・基本設計に着手した日から計画の変更が可能な時期まで

イ 設計段階

詳細設計に着手した日から行為着手の90日前の日かつ設計の変更が可能な時期まで

3 運用開始日

令和6年2月1日(木)

4 添付資料

- (1) 千葉市まちづくりデザイン協議の手引き
- (2) 千葉市まちづくりデザイン協議実施要綱